

## 第 7 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 3 年 7 月 1 6 日（金） 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 議案
  - （ 1 ） 議案第 2 9 号  
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件
  - （ 2 ） 議案第 3 0 号  
農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件
  - （ 3 ） 議案第 3 1 号  
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件
  - （ 4 ） 議案第 3 2 号  
荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番	佐川	修一	2番	根本	常和	3番	近内	貞夫
4番	金沢	和則	5番	芳賀	正幸	6番	緑川	一男
7番	緑川	喜友	8番	仲田	昌勝	9番	遠藤	武重

農地利用最適化推進委員についてはコロナ対策のため参集せず。

欠席委員 なし

事務局	事務局次長兼農地管理係長	吉田	慶司
	書記	矢内	康裕











ほどよろしく申し上げます。

- ・ 議 長 只今報告のありました農地法第4条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。
- ・ 金沢和則委員 許可云々の話ではないですけど、事務局に確認したいのですけれども、これが4条で本当にいいのですか。理由が住宅の所有者は本人ではないですよ。建物は息子さんの名前ですよ。県から何か補正とか来ていますか。
- ・ 事務局次長 県から補正は来ていますが、その点には県から指摘はありません。
- ・ 金沢和則委員 あとは、申請書が漏れているところで、特になし、特になし、特になしとこの書き方は県から指摘されていないですか。それと、事業計画書のところが一部間違っています。それとそもそもが進入路75㎡と1筆丸々進入路になっていますけど、計画図を見ると分かるように75㎡全部が進入路になっているわけではないですよ。この書き方でいいのですか。もうひとつ本人申請になっていますけれど本当に本人が作ったものですか。
- ・ 事務局次長 今ご指摘の件ですが、確認をさせていただきまして、後日回答ということによろしいでしょうか。
- ・ 金沢和則委員 転用を認めないわけではないけれども、このやり方はおかしいじゃないかと思います。
- ・ 議 長 その他ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議のないものと認め、議案第30号 農地法第4条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

---

### (3) 議案第31号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・ 議 長 続いて、議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局次長 (議案朗読)  
農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は資材置場を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。



- ・ 議 長 議案第 3 2 号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局次長 (議案朗読)
- ・ 議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- ・ 議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。  
(「異議なし」の声あり)
- ・ 議 長 異議のないものと認め、議案第 3 2 号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号 1 から番号 7 4 を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後 2 時 1 5 分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和 3 年 7 月 1 6 日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 2 番

\_\_\_\_\_ 3 番